こくぶんじ市民活動センター備品貸出基準

（趣旨）

第１条　この貸出基準は、市民活動による地域課題の解決を推進するため、国分寺市こくぶんじ市民活動センター事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第６条３項に定めた国分寺市こくぶんじ市民活動センター（以下「センター」という。）に付属する備品の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第２条　備品の貸出しを受けることができるものは、実施要綱に基づき登録された団体（以下「登録団体」という。）とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

（貸出備品）

第３条　貸出しの対象となる備品は、別表のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、別表に掲げる備品以外の備品を貸し出すことができる。

（貸出期間）

第４条　備品の貸出しの期間は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

（貸出料金）

第５条　備品の貸出しの料金は、無料とする。

（申請）

第６条　備品の貸出しを受けようとする登録団体は、別に規定する申請書等により、貸出しを受ける前までに市長に申請(以下「申請」という。)をしなければならない。

（管理及び制限）

第７条　備品の貸出しを受けた登録団体は、利用上の注意事項を遵守し、当該備品を適正に管理しなければならない。

２　登録団体は、備品の原状を変更し、転貸し、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（負担等）

第８条　貸し出した備品を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減免することができる。

（事故等の処理）

第９条　貸出期間中の備品の使用によって生じた事故等に関しては、貸出しを受けた登録団体の責任において処理するものとする。

（委任）

第10条　この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この基準は、令和８年３月１日から適用する。

別表（第３条、第４条関係）

No.	備品等	数量	貸出期間	外部持ち出し	備考
1	ノートパソコン	1	施設開館時間内	不可	付属品：ポインター（無線 LAN） 印刷時の貸出しを除く。
2	プロジェクター	1	1週間	可	付属品：レーザーポインター
3	スクリーン	1	1週間	可	
4	印刷機	1	２時間	不可	付属品：ノートパソコン 印刷用紙は登録団体が負担
5	コピー機	1	２時間	不可	印刷用紙は登録団体が負担
6	紙折り機	1	２時間	不可	
7	ジョイントマット	4	1日	可	
8	サークルベンチ	2	1日	可	
9	マイク型拡声器	1	利用日を含め前後1日	可	付属品：マイクスタンド
10	レターケース	50	1年間（年度区切り）	不可	1ケース／団体